

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-111
許認可等の種類	公園管理者以外の公園施設の設置、管理の許可及び変更の許可			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第5条第1項、第33条第4項			
許認可等の概要	都市公園における公園管理者以外の者の公園施設設置・管理許可及び変更許可(公園予定地に準用)			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○ 長野県都市公園使用許可事務取扱要領(平成18年 3月 3日付け17都第246号)</p> <p>第2 公園施設の設置又は管理の許可</p> <p>1 許可基準</p> <p>次の(1)～(6)に掲げる基準を全て満たす場合に、許可できるものとする。</p> <p>(1) 公園施設が、法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(2) 政令第6条及び第8条の規定による公園施設の設置基準を満たすこと。</p> <p>(3) 公園施設が、安全上及び衛生上必要な構造を有するものであること。</p> <p>(4) 公園利用者の利便性の向上が図られること。</p> <p>(5) 公園施設の公共性及び利用の平等性が確保できること。</p> <p>(6) 許可を受けようとする者が、公園施設の管理を安定的に行うことができる能力を有していること。</p> <p>なお、上記の基準を満たす場合であっても、許可期間終了後、原状に回復することが容易でないと認められる場合(法第10条第1項ただし書きの規定による原状に回復することが不適当な場合を除く)は、許可しないこと。</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園使用許可事務取扱要領(平成18年 3月 3日付け17都第246号) 第2の1			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(許可申請に係る公園施設が多様であり、事案ごとの裁量が大きいため)			
期間の制定根拠	—			